（記載注意）

補償費については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第３条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち同法第７条第１項に規定する損害賠償措置額及びその受入保険金又は受入補償金があつた場合には、脚注として記載すること。

第二条　一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「損害保険料¯」の下に「原子力損害賠償支援機構一般負担金¯」を加え、同条第二項第三号中「損害保険料¯」の下に「原子力損害賠償支援機構一般負担金¯」を加える。

第六条第一項中「損害保険料¯」の下に「原子力損害賠償支援機構一般負担金¯」を加える。

第八条第二項第一号中「損害保険料（環境対策費を除く。）¯」の下に「原子力損害賠償支援機構一般負担金¯」を加える。

様式第一の第一表中

損害保険料	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	

を

損害保険料	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	

に改める。

様式第二の第一表中

損害保険料	

を

損害保険料	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	

に改める。

様式第三の第一表中

損害保険料	

を

損害保険料	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	

に改める。

様式第三の二の第一表の項目別明細表(3)損害保険料の表の次に次の一表を加える。

（単位：千円）

［原子力損害賠償支援機構一般負担金］

項目	至近実績				年度	原価算定期間計	備考
	年度	年度	年度	平均			
原子力損害賠償支援機構一般負担金							

様式第三の三中

| 損害保険料 | | | | | | |